



発行人 作花 知志

〒700-0022 岡山市北区岩田町 5-8 木に白いビル 2F

TEL/FAX 086-227-3459

相談ダイヤル 080-2885-4322 E-mail:f.ombuds.okayama@gmail.com

第3号

2015年1月

新年のごあいさつ

理事長 作花 知志

明けましておめでとうございます。

今年もどうぞよろしく願いいたします。

NPO 法人となった福祉オンブズおかやまも、新しい年を迎えました。アメリカで福祉改革を進めるオバマ大統領は、その著書『合衆国再生』（ダイヤモンド社、2007年）で「憲法は生きている文書である。」と書かれています。おそらくその趣旨は、「紙に書かれた憲法そのものは、活字にすぎない。大切なことは、私達が時代の変化の中でその活字である憲法を読み解き、いかなる意味を与えるかである。」ということにあると思います。福祉オンブズおかやまは、今後も憲法や社会保障制度に対して、時代が求める意味を与え続ける存在でありたいと考えております。

元々、生存権を背景にした社会保障関係の権利は、国会や行政に広い裁量が認められて、違憲・違法であるとされる場合が少ない、とされてきました。でもそのような状況に対して、憲法学者である芦部信喜氏は、「生存権は生きる権利そのものであり、その憲法適合性はより厳格に審査される必要があるのではないか。」との

指摘をされています（芦部信喜『憲法』（岩波書店、第五版）132頁）。さらに元最高裁判所裁判官であった滝井繁男弁護士は、著書『最高裁判所は変わったか』（岩波書店、2009年）242頁）において、「司法が依拠する法律は、多数決原理を背景にして国会で成立したものであるが、裁判における法形成は、国民の訴えを起点として、当事者の具体的な訴訟活動を通じて行われるものである。そこでは、国民の声が、とりわけ、少数者の声が、当事者の訴訟活動を通じて明らかにされ法秩序の形成に寄与することが少なくない。」との指摘をされています。

お二人のご意見は、「国会や行政の立場は、いわば私達の社会における多数意見の発現である。それに対して司法の立場は、私達の社会における少数意見の発現であり、少数派から見た社会のあるべき姿である。」ということにあると思います。福祉オンブズおかやまは、今後も社会からの期待を込めた法人格を有する団体として、福祉の分野における「少数派から見たあるべき社会の姿」を追求していきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

NPO 法人 福祉オンブズおかやまへの連絡先は以下の通りです。

住所：〒700-0022 岡山市北区岩田町 5-8 木に白いビル 2F

TEL：事務所 086-227-3459 相談ダイヤル 080-2885-4322

E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

ホームページ <http://f-onbuzu.com/> とフェイスブックでも情報発信中！

第3回 福祉オンブズ相談員養成講座が行われました

昨年10月19日（日）から4回にわたって、「第3回福祉オンブズ相談員養成講座」が行われました。今回は23名の方が受講されました。この講座を通じて、福祉サービスの点検のできる市民が増え、そして私たちの仲間が増えていければと思っています。

さて、今回の講座はこれまでの4回連続のすすめ方から、関心や習熟度に合わせて、ベーシックコースとアドバンスコースに分けて実施しました。ベーシックコースは、座学を中心に行い、「福祉オンブズとは」の講座から始まり、子ども、高齢者、障害者とそれぞれの特性に合わせた権利擁護のあり方について、識者の方々からお話がありました。

そして、アドバンスコースにおいては、相談援助の実際を深めるために、演習形式で行いました。最終日においては、事例検討を行うことで、福祉オンブズに寄せられるような相談を受講生で考えました。

今回の養成講座の概要について以下に報告します。今回の養成講座は、平成26年度「赤い羽根ボランティア団体・NPO活動支援事業」の助成を受けて開催しました。

1日目（2014年10月19日）

ベーシックコース1日目

「福祉オンブズとは」

講師：藤井 宏明氏

NPO法人福祉オンブズおかやま・副理事長
福山平成大学 福祉学科・准教授

当法人副理事長である藤井氏より、「福祉オンブズとは」と題して講座がありました。現代の社会福祉の場において「権利擁護」の視点は欠かせないものであり、それを具体化していく方法が「福祉オンブズ」であると、福祉オンブズの意義を語られていました。そして、社会福祉サービスの多くが行政責任の伴う措置から自己責任の伴う契約になったことで、不利益を被るリスクを当事者に負わせてしまったことが「権利擁護」が不可欠となった事情だと言えるところの説明もありました。

次いで「福祉オンブズ」がわが国に認知されていった経緯について話がありました。「オンブズ」発祥は北欧議会政治であり、大物政治家の汚職問題がわが国に初めて「オンブズ」の議論が行われるきっかけであったこと、国際障害者年（1981年）における「完全参加

と平等」のスローガンがわが国における「福祉オンブズ」スタートの動機となった説明がありました。「福祉オンブズ」は一般市民を構成員とすることからも、社会福祉サービスが適正に行われているか、当事者の権利を侵していないかを監視する役割があるとの指摘がありました。

そして、講座の後半においては、最近当法人に持ち込まれる相談事案について概略が話されました。派遣会社と小規模な事業所が癒着しているケース、小規模事業所や高齢者の住宅サービスの中で虐待の密室化している現状の紹介がありました。小規模で多様な経営主体の福祉サービスが多数存在する現状では、市民一人ひとりが福祉サービスに厳しく温かいまなざしを持つことが重要であると締めくくられていました。

【感想】

「福祉オンブズマンて何をするとところ？という疑問からこの講座を受けようと思いました。オンブズマンの成り立ち、現状を具体的な事例を交えながら説明していただきよく分かりました。」

「オンブズが権利擁護という意味をここで初めて知りました。福祉現場で働かせていただいています。権利擁護と言う観点から仕事に携わっていきたいと思います。」

「子どもの権利擁護」

講師：東 隆司氏

東法律事務所・弁護士

NPO 法人子どもシェルターモモの理事長でもある東弁護士より「子どもの権利擁護」と題して、講座がありました。わが国の三大貧困に「若者」「高齢者」そして「母子家庭とその子ども」と言われるように、子どもの生存や発達に支障がある現状が存在している説明がありました。

そして、そのような子どもたちに提供されるサービス（社会資源）に関する説明がありました。適切な養育を受けることのできない子どもたちが入所する児童養護施設、不良行為を起こした子どもの更生の場である児童自立支援施設、自立を目指す子どもが共同生活を行う児童自立援助ホームの概要説明がありました。しかしながら、現在の社会状況では養護施設退所後の自立が難しい状況があることの指摘もありました。そこで、児童自立援助ホームの必要があるのですが、苦しい経営や職員の負担によって、施設の存続自体が苦しいことの説明がありました。

そして、児童相談所の依頼で子どもの緊急一時保護を行う「子どもシェルターモモ」の活動についての説明もありました。モモでは、子どもたち一人ひとりに弁護士がついて家族調整を行う活動をされていること、活動を通して家族とともに暮らした時期の乏しさから社会生活に適応がしにくい子どもがいるといった課題がある話がありました。そして、^{くはん}虞犯（犯罪に至らない不良行為）少年においては、家庭も受け入れを拒み、行き場所のない子どもがいる問題、また児童自立支援施設の入所理由に発達障害が増えてきたといった

これから発展するような課題についての説明がありました。そこで、司法と福祉の連携が重要であるとの指摘もありました。

【感想】

「児童に関する現状課題について、東弁護士からのお話し、現実を知ってビックリです。」

「子どもの権利擁護という視点は、さまざまな角度から、多様な状況があるのだと知りました。子どもを一人の人として、同じ人間として育てていく環境がもっと大切にされているのはすべての子どもであって健全な家庭の子どもたちだけではないと思います。」

2日目（2014年11月2日）

ベーシックコース2日目

「障害者の権利擁護」

講師：吉野 一正氏

障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会・事務局長

障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会（以下、障岡連）事務局長である吉野氏から「障害者の権利擁護」というテーマでお話しをいただきました。

はじめに、そもそも「障害」とは何のことかと問いかけられました。障害には三つの側面があり、まず一つ目、事故や病気などによって身体の機能が失われること。二つ目は生活をしていく上で活動に制限があること。三つ目は上記二つの制限があるために社会生活に参加できないということとその三側面について解説されました。この三つの辺に囲まれた三角形の面積が大きくなるほど、その人の生きにくさ＝障害が大きくなります。このような、障害に対する基本的考え方から、岡山県における障害者施策の問題点の指摘に入りました。

障岡連は、毎年次期予算編成が行われる前

に岡山県と岡山市に対して障害児・者への充実を求める要望書を提出し、内容について担当課との交渉を実施されています。県では2日間、5時間に亘っての意見交換をされているとのことでした。それでも全国的にも削られている施策が多いと訴えられていました。

例えば、障害児教育を保障する特別支援学級に関しても、岡山県の施策は遅れていることの指摘がありました。一特別支援学級の生徒数の全国平均は3.5人、岡山県は4.5人で全国ワースト2であり、これは東京に次ぐ悪さであるそうです。これは、人口過密の東京の事情とは違う岡山県が遅れている理由は、対策への姿勢の違いであるとの指摘でした。同じように岡山市内、倉敷市内には、車いす利用者が乗車できるバスがほとんど運行していないことも、岡山県の姿勢から生じていると言われていました。新バリアフリー法で障害者利用が可能なバスの整備拡充が言われているが、これは法律上努力義務なのだからしなくてもいいという解釈をするのが岡山県であると説明いただきました。

そして、浅田訴訟で問われている障害者福祉施策と介護保険制度の関係について、お話しがありました。これまで、無料で行われていた障害者総合支援による訪問介護を、介護保険制度のように1割自己負担上限以上は自己負担に当てはめると、年金生活をしている障害者に「死ね」と言っているのと同じことだと、強く訴えられていました。

吉野氏は、最後に岡山県は「国の福祉破壊の全国モデル」にならないようにと強く語られていました。

【感想】

「岡山県が障害者に対し、全国レベルより非常に低いことは考えてもなかった。なぜ、国、県、市町村等により対応の仕方が違うのか。福祉破壊の全国モデルが岡山県になることは残念である。」

「障害者が社会参加するために就労は大切である。賃金が低い状態は改善すべきである。雇用は基本的に正社員とすることにより、賃金が保障される提案は指示したい。通勤のため障害者の車イス乗車ができるバスの増加は必要である。」

「高齢者の権利擁護」

講師：今岡 清廣氏

今岡社会福祉士事務所・社会福祉士

今岡社会福祉士事務所社会福祉士の今岡清廣氏より、「高齢者の権利擁護」と題して、講座がありました。今回の講座では、主に、①高齢者の権利擁護の歴史、②介護保険制度と成年後見制度、③権利擁護制度の現状の3つの視点からでした。

まず、①高齢者の権利擁護の歴史では、昭和20年代の福祉三法(生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法)の成立後10数年を経た昭和38年ようやく基本法である老人福祉法、そして、1983(昭和57)年に老人保健法が成立した事を例に挙げ、高齢者の権利擁護対策は非常に遅れていたことを指摘されました。加えて、2000(平成12)年の介護保険制度の成立では、国の負担割合が以前の措置制度の際の80%から25%と減ったことを踏まえ、この制度は国の負担を減らすことを目的に成立させた事を指摘しました。

次に、②介護保険制度と成年後見制度では、介護保険制度の成立により、「本人と施設との契約」、「対等なサービス提供」を謳い文句に成立されたように、いかにも高齢者の権限が拡大されたかのように言われたが、成年後見制度の利用がドイツと比べ少ないこと、また、選択可能な施設が少ないことなどから、必ずしも高齢者の権限は拡大されていないことを指摘されていました。

最後に、③権利擁護制度の現状では、要介護度の再審査請求、苦情窓口、虐待対応につ

いて触れ、それぞれ窓口は市町村、各事業所や県社協(運営適正化委員会)、地域包括支援センターであることの説明がなされました。

【感想】

「本人が施設を利用する契約制度では(契約)内容は十分に検討する必要があると思っていたが、実態は施設の方が強い現状があることを知った。不公平を考えると、施設を決めるときは、十分に注意する必要がある。」

3日目 (2014年11月16日)

アドバンスコース1日目

「相談援助の理論」・「相談援助の技術」

講師：竹中麻由美氏

川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科 准教授

「相談援助の理論」・「相談援助の技術」というタイトルで、参加者同士の実践ワークを交えた講座でした。

前半の「相談援助の理論」では、「相談」および「援助」という行為の意味を、また、面接のポイントをお聞きしました。相談者の話を共有するためのコミュニケーションを阻害する要因には物理的・身体的・心理的なものがあること、コミュニケーションを阻む相談員の心の壁について、具体的に説明していただきました。

さらに福祉オンブズ相談員としての面接の目的とポイントを、「専門的援助関係」と「友人・家族関係」のそれぞれの場合を比較しながら教えていただきました。

面接で大切なことは相談者に共感することであり、そのための傾聴の技術を7つの原則という形で示されました。対面での面接においては言語的表現よりも非言語的表現に気を付けるべきであること、電話での面接では非言語的表現が分かりにくいので言語的表現を丁寧に、とおっしゃいました。

そして、後半の「相談援助の技術」では、①相談者との出会いにおいてやるべき5つのこと、②相談者と共有するために姿勢や態度で聞いていることを伝える技術の具体例、③相談者の話に積極的に関わるための技術の具体例を示していただきました。

さらにオンブズ相談員が行う相談援助における注意点、特に相談者の期待(要求)に対応する話し方や表現を聞かせていただきました。最後に、相談援助の基本として、相談員の立場をおもんばかることが大切であり、主人公は相談者であるということを再確認されました。

【感想】

「相談者に相談員が「わかりたい」という気持ちを持ち、対応していることが伝わるのが大切で、相談者が主体であることを大切にしたいと感じた。基本的援助の姿勢を確認することができました。」

「私自身の特徴、短所をもう一度確認し、普段から今日の研修を常に心に留めて、まわりの人たちと関わっていこうと考えました。」

4日目 (2014年11月30日)

アドバンスコース2日目

「事例検討」

講師：猶原眞弓

NPO 法人福祉オンブズおかやま・理事

藤井 宏明・前原 成美

同・副理事長 同・理事

最終日である4日目は、これまでの研修内容を踏まえて、事例検討をグループで行いました。4つのグループに分かれて、一つの相談事例に対し、二回目面談をどのように進めていくかを話し合う内容でした。

事例検討を行う前に、猶原氏、前原氏の両氏から話題提供がなされました。猶原氏は、高齢者福祉の現場を中心に起こっている人権

侵害の事例を紹介し、現状の傾向について説明されました。また、前原氏は労働問題の観点から、社会福祉・介護福祉の現場で軽視されがちな労働環境の原則について話されました。その上で、藤井氏より今回グループで話し合ってもらいたい事例の紹介が行われました。

その事例は概ね以下のようなものでした。

- ・小規模多機能居宅介護に働いている人からの相談であった。
- ・施設長がお金を出したがないので、利用者の食事がとてもひどい。
- ・退勤時間になるとタイムカードを押させてから残業をさせる。

上記のような問題を含め、サービス上の問題、労働上の問題を相談者はたくさん話されたという設定でした。その話から、必要な情報と足りない情報を選び分けること、問題の種別を分けることをグループワークで行いました。話し合いは活発に行われ、どこのグループも問題の整理をしっかりとされていました。発表の時には、「労働組合を紹介する」「他の職員さんからも情報を聞く」といった具体的な対策も出てくるほどでした。

福祉オンブズに寄せられる相談は多岐にわたること、行政では対応しきれない問題もあ



ることを確認できた最終日でした。

そして、修了式では全過程修了者9人、アドバンスコースのみ修了者7人の受講生たちが修了証を手にすることができました。どうぞ、これからのご活躍を期待しております。

【感想】

「とてもよかったです。それぞれのグループの発表を聞いて、自分の足りない知識や感覚を学びました。情報、コミュニケーション、ネットワークの大切さを学びました。」

「事例検討会は、とても難しいものでした。グループで話をする中で、いろいろな知識が必要なことが分かりました。問題の対処も、相手を思いやることも大切だと思います。」

文章：片島まもる、加藤聡、坂本圭、藤井宏明（五十音順）

電話相談・受付中！

福祉サービスや病院を利用して、傷ついたり、嫌な思いをしたことはないですか？

NPO 法人福祉オンブズおかやまでは、利用者、患者、家族や働く人の人権相談を受付けています。秘密は厳守いたします。お電話お待ちしております。メールでも受付けています。

毎週日曜日 10時から 15時まで。

相談ダイヤル：080-2885-4322

会員募集中！

年会費：3,000円
(入会金不要)

私たちと一緒に岡山県の福祉・医療サービスの持つ人権問題を考えてみませんか？

会員には、NPO 法人福祉オンブズおかやまの情報をいち早く発信いたします。

リレーコラム 第2回

毎回、担当者の個性が光るリレーコラムですが、今回は当法人の片島理事が担当されます。一人ひとりの体験を大切にされる片島理事からのエッセーです。

なお、登場される方々のお名前はすべて架空のものです。

仕切り屋の歌さん

福祉オンブズおかやま理事 片島まもる（行政書士）

仕切り屋の歌さん、本人が聞いたら怒るかも知れない。「私が何を仕切っているのよ」歌さんの名前は山野歌野さん、数年前に90才で旅立たれた。私は歌さんとケアハウスの「夢づくり懇談会」で知り合った。

歌さんはその懇談会の準備には必ず手伝ってくれた。紫色のカーディガンに紫色のネッカチーフ。それがよく似合っていた。歌さんはお洒落が元気のもとであるかも知れない。

「さあ、ぼけっとしとらんで、椅子を並べて。耳の遠い人は前に来て！」

歌さんはハリのある声でみんなに指示する。男性は横を向いて知らんぷりをしている。うるさいばあさんだといわんばかりの表情だ。女性に指示されるのがいやな年齢でもある。戦争にも行った人たちばかりだ。そうそう女性のいうことには従いたくない。

「ちょっと斉藤さん、この椅子をこっちに持ってきてよ」男性の斉藤さんは投げるように椅子を置いた。

「さあ、準備もできたし一曲弾いてみようか！」

歌さんは袖のアームバンドをあげピアノに向かった。『猫ふんじゃった』のメロディーがホールに響く。何となく私も心が軽くなった。頭を揺らしながらリズムに乗った。カバンからデジカメを取り出し彼女に向けた。顔を傾げて笑顔をつくった。鍵盤をたたき指には紫水晶（アメジスト）が光っている。今日の歌さんは紫色でコーディネートしていた。

「歌さん、五、六曲を徹底的に練習してCDを出したらいいかもね」

「そこまでしようとは思わんよ。楽しむだけでいい。ピアノにはずいぶんと助けられた。どんなに辛くても悲しくても気持ちを紛らしてくれたからね」

歌さんは、幼稚園の先生から看護師さんになったといていた。ご主人も早くに亡くされ頑張ってきたのだ。三曲を力いっぱい弾いてくれた。最後の曲は、『湯の町エレジー』だった。九十才とは思えない音の強さだ。

懇談会が始まるころには、手押し車の人、酸素ボンベをひいた人、車椅子の人たち十八人が参加してくれた。

「みなさん、小さい頃の夢は実現できましたか。まだでしたら今から実現に向けていきませんか？」

「もう、ええわ、孫の顔を見とるだけで幸せじゃ、もう夢はねえ」

「膝の痛いのお治して岡山県内の山を次々登りたい」

「そうじゃなあ、死ぬまでに世界一周の旅をしてみてえ」

「わしゃあ、北欧に行ってオーロラが見てみたいのお」

夢はないという人もいたが、それぞれが小さな夢から大きな夢といろいろ語った。語る人の眼がキラキラと輝いていた。夢は実現しなくても誰かに語るだけでも人間は生きいきしてくるのだ。夢を語ることの必要性を実感した。

私はお年寄りの方に若さを上げようとやってきたが、逆にお年寄りの方から大きなパワーをもらった。仕切り屋の歌さんには「気をつけてね」とジャケットまで着せてもらった。

2014年度 人権・福祉講座のご案内

テーマ：活字としての憲法・生きている憲法

講師：^{さっか}作花 ^{ともし}知志さん（NPO 法人福祉オンブズおかやま理事長・弁護士）

◇日 時：2015年3月7日（土）10時30分～12時00分

◇場 所：きらめきプラザ内ゆうあいセンター研修室2
〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13番1号

◇参加費：500円

◇定 員：20名

NPO 法人福祉オンブズおかやま主催の人権・福祉講座を行います。今回は、NPO 法人となつてから初めて開催する人権・福祉講座になります。NPO 法人化第一弾として、当法人理事長作花知志さん（NPO 法人福祉オンブズおかやま理事長・弁護士）が「活字としての憲法・生きている憲法」をテーマに講演を行います。

作花さんは、これまで人権問題としての訴訟をいくつも担当され、裁判手続を通して、日本国憲法の理念を実現するための活動を続けてきました。現在も、女性の再婚禁止期間違憲訴訟や、公立女子大訴訟などを担当しています。今回は、憲法のもつ意味を受講生のみなさんとともに考え、そこから福祉現場への眼差しに役立てたいと思っています。

申込方法：事前に当団体の FAX・メールにてご連絡ください。

FAX：086-227-3459 E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

※ FAX・メールの場合は、必要事項（①氏名・②住所・③電話番号・④Eメールアドレス（ある場合）・⑤当法人の会員か非会員か）を記入の上、当団体にご送付ください。

※電話の場合は、毎週日曜日 10時～15時までお電話ください。

TEL：080-2885 - 4322（相談ダイヤル兼）

※当日、身体障害等の理由で介助が必要な場合には、事前にお知らせください。

※申込締切：定員になり次第締め切りとさせていただきます。

■講師紹介：東京大学大学院法学政治学研究科で国際法を専攻した後、司法試験に合格。2004年に弁護士登録をし、2012年には自らの事務所である作花法律事務所を開設した。弁護士として11年目を迎えている。

速報

第2回 定時総会を開催します

NPO 法人福祉オンブズおかやまの定時総会が開催されます。

講演会も合わせて行われます。この講演では、「無戸籍問題」から一人ひとりの権利の根本について考えます。当事者の方もスピーカーとして登壇予定です。

日時：2015年5月23日（土）10時～12時30分（定時総会・講演会）

場所：きらめきプラザ内ゆうあいセンター研修室